

うち だ よし 夫  
内 田 芳 夫

学位の種類 教育学博士  
学位記番号 教博第22号  
学位授与年月日 昭和52年2月9日  
学位授与の要件 学位規則第5条第1項該当

学位論文題目 心身障害児（者）のハビリテーションと  
リハビリテーションに関する研究  
—とくに単独視覚障害および重複障害について—

論文審査委員 (主査)  
教授 桑 島 治三郎 助教授 松 野 豊  
助教授 新 谷 守

論 文 内 容 の 要 旨

1. 本論文は、心身障害児（者）のうち、とくに単独視覚障害および重複障害についてのハビリテーションとリハビリテーションに関する諸問題を明らかにしようとしたものである。
2. 論文の構成は次のとおりである。  
序 論：問題提起とその背景  
第1章：弱視児の読みの特性  
第2章：弱視児の書写力とその訓練効果  
第3章：弱視児の板書文字の視認知を規定する諸要因  
第4章：重複障害児のハビリテーション  
第5章：中途失明者のリハビリテーション  
補 章：小児の視野の発達と障害  
総 論：要 約
3. まず序論においては、障害児（者）教育の歴史的変遷を明らかにし、医学の進歩の蔭に代償的条件としての後遺症をもつ障害児（者）が新しく、かつ数多く発生している実態について概観し、心身障害児（者）のハビリテーションとリハビリテーションの現在のあり方と、新しくあるべき姿の必要性について述べたものである。

具体的には本研究の主対象である視覚障害児教育の研究の動向にふれ、次の4領域、すなわち幼児の早期教育、弱視教育、重複障害児教育、理療科教育と新職業開拓などが重要な今日的課題であると指摘している。

4. 第1章は、弱視児の読み誤りの分析と、読みにおける効果的な方法を見いだそうとした実験について述べたものである。その成績によると、弱視児に多い読み誤りとして、

- 1) くり返し読み
- 2) ひろい読み
- 3) 句読点以外での休止
- 4) 読み違えたあとの訂正
- 5) 読めない

以上の5種類が認められた。

弱視児の読みは、これらの誤りが相乗しあって、たどたどしい読み方になると述べている。

また視力0.07～0.2の軽度弱視児では、適当に拡大した教材(3号活字)を用いると、学習効果が促進されるが、一方視力0.02～0.06の強度弱視児では、逆に読みにくい結果となった。つまり、強度弱視児のばあい拡大することによって、ある一定の視野にはいる文字数が減るため、逆に読みにくい事態をうみだしていると考察している。この事実は、弱視児の読みを効果的に促進するうえで、弱視の程度に応じた教育的配慮に関する具体的かつ基礎的な知見を提供したものといえよう。

5. 第2章は、弱視児の書写力を発達的に吟味するために、小学4年生から中学3年生までの児童生徒(正眼児214名、弱視児283名)を対象に調査した実験について述べたものである。

それによると、正眼児の書写力は、ほぼ小学4年生で上限に達するのに比して、弱視児のばあいは、学年的発達の遅れがみられ、訓練することによって、書写力が徐々に伸びていくことが示唆された。さらに、視力0.1前後の軽度弱視児を対象に書写訓練をした結果その訓練効果がみられ、訓練しない漢字にも書写力は転移することが明らかにされた。この事実は、効率的な訓練プログラムを作るさいの基礎的な資料を提供したものといえよう。

6. 第3章は、普通学級に学ぶ弱視児の板書指導についての実験的研究である。

実験は、まず文字の大きさ、画数、チョークの色、照度、黒板のよごれの程度など、日常の教室における弱視児の「見え」の状態を考察したものであり、具体的指導に寄与する結果を得ている。

たとえば授業の後半に黒板がよごれてくると、弱視児にとっては視認度が低下し、読み

にくくなることを明らかにした点などである。

また板書のばあいには、弱視児にとって適当な視距離 (m) は、従来

文字の一辺の長さ (cm) × 視力

という関係で求める方法が一般にとりあげられてきたが、本実験の結果から、弱視の程度によって必ずしもあてはまらないことが初めて明らかにされた。

さらに、教材、教具の開発とその応用を導入することにより、たとえば望遠レンズを用いると、0.08の弱視児でも、より小さな文字を前列から読みうることが確かめられた。

以上のような事実は、適切な補助用具の活用によって、かれらの学習上のハンディキャップを克服し、強度弱視児でも普通学級で十分に学習しうる可能性のあることが示唆されたといえるものである。

7. 第4章は、盲をともなう知能障害児（いわゆる盲精薄児）の事例研究の報告である。対象児は、8歳まで就学猶予を余儀なくされていた重度の盲精薄男児である。筆者が指導にあたって留意したことは次の点である。

- 1) 触空間および生活空間の広がりをもたせるために、外につれだしさまざまな経験をさせる。
- 2) 触覚的な操作活動を活発化させるために、音刺激を利用する。
- 3) 学習のよろこびを知り、能動的な学習の構えが形成されるように抵抗の小さい課題から指導する。

2年間の指導・観察から明らかになったことは、自立的な学習の構えが形成され、同時に、受動的な学習から能動的な学習へと変化したこと、さらには、ある課題を達成した喜びを他人に表現し、物の操作をとおして他人との情緒的交流が可能になったということである。ところが、この種の量的・質的な行動変容がみられたものの、日常生活動作や言語活動などに発達上のつまずきがみられることを指摘している。この遅れについて筆者は、盲精薄という一次的な重複障害に加えて、8歳まで歩く、手を使う、他人と話すといった人間の発達にとって、基本的な学習がほとんど全くなされぬまま経過したことによる二次的障害が強く影響していると述べている。

8. 第5章は中途失明者のリハビリテーションに関して、現象的・臨床的視点から論及したものである。

中途失明者の心理プロセスには失明恐怖の時期、葛藤の時期、障害受容の時期、職業決定の時期の4期があることを明らかにした。そして1期では医師、2期ではケース・ワーカーとカウンセラー、3期では歩行訓練士、点字指導員、4期では職業カウンセラーがクリニック・チームのリーダーになることを提唱している。また、次の点に留意すべきであ

ると述べている。医師の失明宣告のしかたが、その後のリハビリテーションを左右すること、進行性疾患のばあい、失明に対し心の準備をさせて心理的衝撃をできるだけ軽減させること。歩行や点字の指導は、失明直後、集中的に学習する方が効果的であること。盲人の生活に関する情報を提供すること。これらの諸知見に関する適切な指導は、中途失明者のリハビリテーションを促進させるうえで重要な手がかりを提供しうるものと期待されることを指摘している。

9. 補章は、小児の視野の発達と障害の事実を解明するための基礎的知見を得るために、4つの実験をおこなった報告である。

第1実験では、小学生児童における視野の年令的発達を吟味したものである。その結果によれば、小児の視野は横断的研究はもとより、縦断的研究によっても、年令とともに次第に拡大する事実が明らかにされた。筆者はこの事実を、視野の広さをもって、脳機能の一般的発達を反映するものと考えることができると指摘している。

第2実験では、視野における性差を検討したものであるが、7歳、8歳児群においては性差は認められなかった。

第3実験では、知能程度と視野との関連性を吟味したものである。その結果、視野の広さと知能指数との相関は高く、同年令であれば知能程度の高いものほど、視野が広い傾向にあることを明らかにしたものである。

第4実験では、知能障害児の視野を測定し、次のような結果を得ている。

- 1) 知能障害児の視野は普通児に比して、一般に狭く、求心性狭窄を示すものが多い。
- 2) 知能障害児もまた同一知能程度のばあい、年令とともに視野が広がり、同年令ならば知能程度の高いものほど視野は広い。
- 3) 同一年令で同一知能程度のものにおいても、視野の広さに著しい差異がみられ、視野の広さは眼機能の一般的発達の指標であるばかりでなく、視覚皮質領域の特異な障害を反映しているばあいがあるといえる。

10. 最後の総論は全体の要約である。

## 論文審査結果の要旨

以上、本論文の内容を概括してきたのであるが、その概括をとおしても本研究には、いくつかの問題点のあることが指摘できる。

まず、個別的には新しい知見を提示しているが、全体として問題の設定が並列的なきらいがみられ、理論的体系化のうえで未熟な点がみられる。重度重複障害児のハビリテーション

については、一事例だけについての研究・考察なので、多様な障害児を考慮したばあい、真に有効な方法論であるかどうかを判定するには乏しい資料であると指摘しなければならない。この点は、事例をふやし縦断的研究に待つほかないであろう。

また、心身障害児教育の今日的課題のひとつである統合教育には触れておらず、やや実証的研究の乏しさがみられ、惜しまれるところである。

このような種々の点に欠陥はみられるものの、いわゆる臨床実験的アプローチを基本とし心身障害児（者）のハビリテーションとリハビリテーションの諸問題の解明をした努力は評価されてよい。とくに、弱視児の視知覚の特性を検討し、かれらの学習にとって有効な手がかりを明らかにしたこと、および中途失明者の適応指導における留意点と方策の一部を提示していることは、この領域に新しい知見を加えるものとして高く評価すべき研究であると考ええる。

筆者の研究は、心身障害児（者）のうち特に、単独視覚障害および重複障害のハビリテーションとリハビリテーションの研究領域における基礎的資料として注目すべき新情報を提供しているものであり、特定課題のむずかしさのために科学的な分析、調査、整理などに不十分な点はみられるが、心身障害児（者）一般に対する教育実践に関しても今後の研究に多くの示唆と貢献を与えるものがあるといえる。

よって、教育学博士の学位を授与することを適当と認める。